

岐阜県公報

第二千八百七十号
平成二十九年八月四日

(金曜日)

目次

告示

道路の区域変更 (道路維持課) 四九三
 道路の供用開始 (同) 四九三
 急傾斜地崩壊危険区域の指定に関する告示の一部改正 (砂防課) 四九四
 建築基準法に基づく道路の位置指定 (建築指導課) 四九四

公示

公共測量の実施 (用地課) 四九五
 指定構造計算適合性判定機関からの変更の届出 (建築指導課) 四九五

告示

岐阜県告示第四百三三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十九年八月四日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年八月四日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区間	区域変更前後	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)	備考
県道	本関 巢線	山県市大字高富字森一番一〇地先から同市大字同番地先まで	前	七・五	一九・二	
			後	三・〇	一九・二	

岐阜県告示第四百四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十九年八月四日から二週間岐阜県土木整備部道路維持

課及び岐阜県郡上土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年八月四日

岐阜県知事 古田 肇

一般国道	道路の種類	路線名	区間	延長(メートル)	供用開始の期日	備考(区域の決定又は変更の告示年月日)
二百五十六号		郡上市八幡町旭字堀越九八九番一地区内		一五・二	平成二九・八・四	平成二六・三・三

岐阜県告示第四百五号

急傾斜地崩壊危険区域の指定に関する告示(昭和五十五年岐阜県告示第二百二十七号)の一部を次のように改正する。

なお、「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課、岐阜県大垣土木事務所及び大垣市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十九年八月四日

岐阜県知事 古田 肇

表南部の項を次のように改める。

南部 1

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱八号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱八号を結んだ線に囲まれた土地の区域(次の図に示すとおりとする。)

大垣市上石津町上多良字欠ノ内四六五番
 字堂之上五七八番
 五八〇番一
 七二九番一

一号
 二号
 三号
 四号

字西平 三六七番
 字欠ノ内三九四番
 四四九番
 四四八番一

五号
 六号
 七号
 八号

岐阜県告示第四百六号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を、建築事務所長が次のように指定したので、建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第四十号)第十条第一項の規定により公告する。

平成二十九年八月四日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜・西濃建築事務所長

位 置	幅員(メートル)	延長(メートル)	指定番号	年認月日定
羽島郡岐南町八剣北四丁目八一番四	五・二〇	三〇・七〇	岐西建築第一一六号	平成二九・五・二五
羽島郡岐南町伏屋六丁目三番四	四・三三 五・三五	三〇・〇三	岐西建築第二一六号の二	同 六 一
安八郡輪之内町四郷字新開三〇一番四及び三〇四番四	六・〇〇	七六・五	岐西建築第三一六号の三	同 六 五

中濃建築事務所長

位 置	幅員(メートル)	延長(メートル)	指定番号	年認月日定
美濃加茂市森山町二丁目字上後世針六五二番一〇	四・二	三四・九	中建築第四一号の一九	平成二九・四・三
関市下有知字今宮西一七二〇番四	六・〇〇	三六・三	中建築第三七号	同 四・二〇
美濃加茂市本郷町八丁目字細田七一一番一三	六・〇一	六七・六	中建築第三七号の二	同 四・二四

美濃加茂市島町二丁目字抜戸一四八〇番四	六〇〇	三三〇一	中建築第三七号の四	同	四・二七
美濃加茂市加茂野町鷹之巢字参宮田一六四七番四	五・五〇	三三〇〇	中建築第三七号の三	同	五・八
関市小瀬字丸山前二六三四番一	五〇〇	七四・七五	中建築第三七号の六	同	六・一
美濃加茂市西町四丁目三九番一、四一番一及び三八番一	六〇〇	九三・四	中建築第三七号の五	同	六・八
美濃加茂市下米田町今字中屋敷五一五番九	六〇〇	二五・三	中建築第三七号の七	同	六・五
関市鋳物師屋三丁目三五番四の一	六〇〇	三・六	中建築第三七号の八	同	六・五
関市鋳物師屋三丁目三五番四の一	六〇〇	四・二九	同	同	
加茂郡坂祝町勝山字中新町一六六番二一、一六六番二二地先法定外公共物(道路)、同町取組字村中六四三番四、六四三番四地先法定外公共物(道路)、同町取組字北島八二五番三及び八二五番三地先法定外公共物(道路)	六〇〇	七〇・九	中建築第三七号の九	同	六・三

東濃建築事務所長

中津川市駒場字大峽一五一〇番一〇五	六〇〇	六〇・三九	東建築第七〇号	平成 三元・四七
中津川市中津川字松田二二六四番六三三二及び二二六四番二九四五から二二六四番二九四七まで	六〇〇	二二・七六	東建築第七〇号の一	同 五・三
中津川市茄子川字青木二〇〇七番一一二七及び二〇〇七番一一四四	四〇〇	三三・七五	東建築第七〇号の三	同 五・三
中津川市茄子川字青木二〇〇七番一一四六及び二〇〇七番一一四九	四〇〇	三三・二九	同	同

(道路の位置を示す図面は、その位置を所管する建築事務所において縦覧に供する。)

公 示

公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により笠松町長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年八月四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

笠松町

二 作業種類

公共測量(数値地形図データ作成)

三 作業期間

平成二十九年六月三十日から
平成三十年三月三十日まで

四 作業地域

笠松町

指定構造計算適合性判定機関からの変更の届出

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第七十七条の三十五の八第二項の規定により指定構造計算適合性判定機関から変更の届出があったので、同条第四項の規定により次のとおり公示する。

平成二十九年八月四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出のあった指定構造計算適合性判定機関の名称

ビューローベリタスジャパン株式会社

二 変更しようとする事項

住所

(変更前) 神奈川県横浜市中区山下町一番地

(変更後) 神奈川県横浜市中区山下町二番地

三 変更しようとする日

平成二十九年八月一日

平成二十九年八月四日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社